

## 非正規雇用問題に関する労働法政策の方向－有期労働契約を中心に－

### [研究メンバー]

主査	荒木尚志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	小西康之	明治大学法学部准教授
	櫻庭涼子	神戸大学法学部准教授
	竹内（奥野）寿	立教大学法学部准教授
	桑村裕美子	東北大学法学部准教授
研究協力者	富永晃一	信州大学経済学部准教授
	石崎由希子	元東京大学大学院法学政治学研究科助教
	神吉知郁子	日本学術振興会特別研究員
	朴 孝淑	東京大学大学院法学政治学研究科博士課程
	本庄淳志	神戸大学大学院法学研究科研究生
	徐 婉寧	東京大学大学院法学政治学研究科博士課程
	崖 碩桓	東京大学大学院法学政治学研究科博士課程
	成田史子	東京大学大学院法学政治学研究科博士課程
	金久保茂	東京大学大学院法学政治学研究科博士課程

(所属は、2010 年 3 月時点のもの)

### [報告書目次]

序章	非正規雇用問題と法政策の方向性：問題意識と検討の概要
第 1 章	交渉代表選出手続における非正規労働者の位置づけ
第 2 章	フランスにおける集団的労働条件決定と非正規従業員
第 3 章	ドイツ事業所組織法における労働条件設定システムと非正規労働者
第 4 章	非正規労働者(有期労働者)と正規労働者の処遇格差と差別禁止法理
第 5 章	英仏における最低賃金法制の役割－社会保障制度との関係を手がかりに
第 6 章	「ワーキングプア」の現状及び法的課題
第 7 章	フランスの有期労働契約法制
第 8 章	ドイツにおける有期労働契約規制
第 9 章	オランダの解雇規制と有期労働法
第 10 章	イギリスの有期契約法
第 11 章	韓国における期間制法の施行と対応

### [内容要旨]

本研究は、非正規雇用が日本の労働力の 3 分の 1 以上を占めるようになり、もはや労働法政策

にとって周辺的事象ではなくなった非正規雇用に関する今後の法政策の方向性を検討したものである。本研究では、非正規雇用問題に対するアプローチとして、実体規制アプローチ（非正規雇用の利用を制限したり、正規雇用との差別を禁止をするなど非正規労働を直接的に規制するアプローチ）と、手続規制アプローチ（非正規雇用労働者が労働条件設定プロセスに積極的に関与する手続を用意し、これにより非正規雇用労働者の適正処遇を確保しようとするアプローチ）とがあることを念頭に置き、諸外国で非正規雇用問題に対していかなる法政策が採用されているのかという総論的な検討（第1章から第6章）を行うとともに、各論として有期労働契約に関する5カ国（仏・独・蘭・英・韓）の法規制について分析（第7章から第11章）を行った。

総論的検討からは、非正規雇用問題について手続的規制のみ、あるいは実体規制のみという対応ではなく、各国ともに、双方を動員してこの問題に対応していることが確認された。特に、集団法（団体交渉法制・従業員代表制）のレベルで、最終的に多数原理が妥当するがゆえに、非正規従業員の労働条件決定プロセスへの参加機会の保障が強調され、また、裁判所が少数者保護の役割を担って当事者自治に一定の司法審査を行うなど、重層的取り組みが行われている点が注目された。

有期契約規制に焦点を絞った各論的検討では、検討対象とした各国では、無期契約との差別禁止は共通して採用されていたが、有期契約の入口・出口規制については相当のバラエティが観察された。有期契約利用を厳格に制約するフランスでも、その利用可能性を拡大し、福祉目的（雇用政策目的）の有期契約を認めており、ドイツは入口規制による高失業への反省から入口規制を緩和し、オランダ・イギリス・韓国は入口規制を行わず、出口規制のみを行ってことなどからは、有期契約を単に、禁止すべき望ましくない雇用形態ととらえるのではなく、むしろ、有期契約を失業状態と良好な雇用機会である無期雇用をつなぐステップとして活用しようとする政策意図も伺うことができる。そうした良好な雇用への移行を促す施策としては、抽象的基準ではなく、一定回数ないし一定期間以上継続されたという客観的基準によって、無期契約への転化を定めている点が注目される。

日本は、有期契約について差別禁止規制や入口規制は行っておらず、自由に利用可能としている。ただ、例外的に雇止め法理という判例法によって、一定の出口規制を行っているが、同法理は、雇用継続への期待が合理的かといった抽象的規範に依拠しており、予測可能性に欠けるという問題がある。諸外国の規制状況は、今後の日本の有期契約の位置づけ自体や入口・出口・内容規制のあり方を考える場合に有益な示唆を与えるものと考えられる。